

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
・保安林の指定の予定	林 政 課
・指定納付受託者の指定	監 理 課
◎ 公 告	
・令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施	薬 務 行 政 室
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・測量の終了（2件）	建 設 企 画 課

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第30号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例）</u> 第7条 政令第130条の12第5号の規定により知事が規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。 (1) <u>公共用歩廊に接続する部分</u> (2) <u>道路の上空に設けられる渡り廊下に接続する部分</u> （道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合） 第7条の2 政令第135条の2第2項の規定により知事が規則で定める高さは、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略	（道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合） 第7条 政令第135条の2第2項の規定による規則で定める高さは、次に定めるところによる。 (1)及び(2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市美津島町吹崎字シゲノ壇243の2、244の1、244の2、245の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料等の代金収納業務に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和7年4月1日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ

公 告

令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和7年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の内容及び期日
筆記試験及び実地試験（実地試験は、実物鑑定ではなく、記述式により行う。）
令和7年8月5日（火） 午前10時から正午まで
大型台風等の影響により試験を実施することができない場合は、令和7年8月19日（火）に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、長崎県歯科医師会館（長崎市茂里町3-19）とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。
- 2 試験場所
長崎県庁（長崎市尾上町3-1）
- 3 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 出願手続

(1) 提出書類（アからウまでは所定の様式による。）

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真票（写真は縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートル、正面で、無帽、上半身、受験願書提出前6か月以内に撮影したものとする。裏面に氏名、生年月日を記入し、写真票に貼付のこと。）

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本（住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限る。）

(2) 提出部数

1部

(3) 受験手数料

10,500円

納付は次のいずれかの方法により行うこと。

ア 県の電子申請システムを利用し、オンラインで納付

イ 県から交付を受けた手数料納付書を使用し、銀行の窓口等において現金により納付

ウ 県立保健所等の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付

※原則として、受験願書提出後は返還しない。

(4) 受験願書受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする（郵送の場合は、令和7年6月20日付けの消印のあるものは有効）。

(5) 受験願書提出先

長崎市、佐世保市及び長崎県外に居住する受験者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（郵便番号850-8570 長崎市尾上町3-1）へ、その他に居住する受験者は、最寄りの県立保健所へ提出すること。

5 合格発表

令和7年9月5日（金）午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。なお、試験を令和7年8月19日（火）に延期した場合は、令和7年9月19日（金）に発表する。

6 その他

(1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名（外国籍を有する者は国名）のみ記載すること。

(2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記載すること。

(3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを○で囲むこと。

(4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

(5) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角2型、A4サイズが入る大きさ）に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東大土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 林 信 照	島原市有明町大三東丁634	小 林 信 照	島原市有明町大三東丁634

本 多 清	島原市有明町大三東丁1411	本 多 清	島原市有明町大三東丁1411
本 田 明 道	島原市有明町大三東戊2680	本 田 明 道	島原市有明町大三東戊2680
宮 本 孝 一	島原市有明町大三東戊1961- 1	宮 本 孝 一	島原市有明町大三東戊1961- 1
本 多 正 典	島原市有明町大三東丁1481	本 多 正 典	島原市有明町大三東丁1481
本 多 孝 久	島原市有明町大三東丁1784-12	本 多 孝 久	島原市有明町大三東丁1784-12
本 多 正 純	島原市有明町大三東丁1481	本 多 正 純	島原市有明町大三東丁1481
松 本 勝 也	島原市有明町大三東戊2667	松 本 勝 也	島原市有明町大三東戊2667
宮 川 正 光	島原市有明町大三東戊2300	宮 川 正 光	島原市有明町大三東戊2300
金 子 利 範	島原市有明町大三東丙932	金 子 利 範	島原市有明町大三東丙932
本 多 憲 久	島原市有明町大三東丁1784-10		
本 多 政 文	島原市有明町大三東戊1970- 2		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
本 多 忠 広	島原市有明町大三東丁1793	本 多 忠 広	島原市有明町大三東丁1793
高 木 富久枝	島原市有明町大三東丁633	高 木 富久枝	島原市有明町大三東丁633
伊 藤 安 壽	島原市有明町大三東戊626		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
安 田 豊	平戸市田平町下寺免1515番地 1	安 田 豊	平戸市田平町下寺免1515番地 1
北 川 貢	平戸市田平町深月免297番地	山 口 善 己	平戸市田平町下亀免485番地 2
出 口 治 雄	平戸市田平町里免316番地	北 川 貢	平戸市田平町深月免297番地
石 井 一 彦	平戸市田平町一関免113番地	出 口 治 雄	平戸市田平町里免316番地
大久保 堅 太	平戸市田平町小崎免1006番地	石 井 一 彦	平戸市田平町一関免113番地
松 山 繁 樹	平戸市田平町下亀免426番地	大久保 堅 太	平戸市田平町小崎免1006番地
今 村 達 也	平戸市田平町荻田免1933番地	今 村 達 也	平戸市田平町荻田免1933番地
就 任 役 員		退 任 役 員	

監 事		監 事	
太 田 正 喜	平戸市田平町荻田免163番地	太 田 正 喜	平戸市田平町荻田免163番地
金 子 昌 興	平戸市田平町福崎免143番地	金 子 昌 興	平戸市田平町福崎免143番地
久 原 鐵 男	平戸市田平町山内免470番地 1	久 原 鐵 男	平戸市田平町山内免470番地 1

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県北振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市野子町	令和7年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡時津町浜田郷	令和7年3月31日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥